

鳥取縣公報

訓令

昭和二十一年八月二十日
第七百三十八號

火曜日

本書ノ大キサハ國定規格5A列

鳥取縣訓令甲第三十二號

地方事務所長
國民學校長
青年學校長

昭和二十年三月鳥取縣訓令甲第十二號國民學校及び公立青年學校職員勤務手当支給規定を次のやうに改める。

昭和二十一年八月二十日

鳥取縣知事 林 敬 三

第三條第一項中「職員トシテ引續キタル在職期間ニ付」を「起算シ」に改める。

同條第二項を次のやうに改める。

左ニ掲グル場合ノ一ニ該當スルトキハ其ノ前後ノ在職期間ハ之ヲ勤續期間ト看做シ通算ス

一、退官、退職、解雇又ハ解備ト爲リタル者再ビ職員ニ任用若ハ採用セラレタルトキ

二、工員ヨリ職員ニ任用又ハ採用セラレタルトキ

三、東京都、北海道、府縣市町村又ハ之ニ準ズルモノ有給吏員（囑託員雇員、傭員ヲ含ム）ヨリ職員ニ任用又ハ採用セラレタルトキ。

同條第三項中「之ヲ引續キタル在職ト看做シ左ニ掲グル一期間及び其ノ前後ノ引續キタル期間ハ之ヲ」を「左ニ掲グル期間及其ノ前後ノ在職期間ハ之ヲ勤續期間ト看做シ」に第二號及び第三號中「引續キ職員」を「職員」に改める。

附則 本令は昭和二十一年六月一日以後の給與に付これを適用する。

鳥取縣訓令甲第三十三號

地方事務所長

鳥取縣公報 毎週 曜日發行 (休日ニ當ル時ハ翌日)

昭和二十一年八月二十八日 第七百三十八號

昭和四年四月十五日 第三種郵便物認可

